

田辺市周辺衛生施設組合議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例

制 定	昭和52年 1 月 18 日	条例第15号
改 正	昭和52年12月 28 日	条例第16号
改 正	平成元年 3 月 11 日	条例第 1 号
改 正	平成 5 年 6 月 11 日	条例第 2 号
改 正	平成29年 3 月 1 日	条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(契約)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第96条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(財産の取得又は処分)

第 3 条 法第292条において準用する法第96条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和52年12月28日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年 3 月 11 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 5 年 6 月 11 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成29年 3 月 1 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。